# 2025年度 第4回

ガスプラント非破壊試験技術者資格(JIS Z 2305;2013による)

# <試 験 案 内>

# 【再認証試験】

- ◎ 再認証試験とは、資格を取得している者が資格を継続させるために受ける再認証試験のことで、 更新登録日から5年目の有効期限の方が今回の試験の対象となります。
- ◎ 再認証試験の受験は有効期限前に実施される3回の再認証試験のうち1回を受験することになります。
- ◎ この試験案内は、再認証試験についてのみのご案内です。 ガスプラント非破壊試験技術者資格のもととなる認証制度については「JIS Z 2305:2013 ガスプラント非破壊試験技術者資格の認証制度のご案内」(弊協会ホームページに掲載)をご覧ください。
- ◎ この再認証試験案内は、最後までよく読み合格発表まで保管してください。
- ◎ 対象者、試験日及び募集期間

対 象 者 有 効 期 限	2026年3月31日 (注)今回は受験機会3回のうちの3回目 2026年9月30日 (注)今回は受験機会3回のうちの1回目						
試 験 日 (実技試験)	2026年1月15日(末)						
募集期間	2025年11月10日(月)~ 11月25日(火) 消印有効						

※2025年度の再認証試験日程は次頁を参照してください。

#### ◎提出書類

- □様式① 【再認証試験】受験申請書 (※申請者の署名(手書き)が必要です)
- □様式② 【再認証試験】業務継続の証明 (※雇用責任者の記名(手書きでなくてもよい)、捺印が必要です)
- □様式③ 【再認証試験】申請者、資格証明書保持者の遵守誓約書 (※申請者の署名(手書き)、捺印が必要です)
- 口様式④ 【再認証試験】雇用責任者の遵守誓約書 (※雇用責任者の記名(手書きでなくてもよい)、捺印が必要です)
- □様式⑤ 【再認証試験】申請資格証明書コピー貼付用台紙 (現在所有している資格証明書のコピーが必要です)

#### ◎受験料の支払い

□募集期間内に支払手続きを行う。(申請は、書類の提出+受験料のお支払いが必要です)

## く参考>

## (1)有効期限毎の再認証試験と再認証再試験日程(2025年度)

- ※「再認証試験」は有効期限前の再認証試験の3回の内1回を受験することができます。
- ※「再認証再試験」は有効期限内の約6ヶ月の間に2回受験できます。

### ① 有効期限; 2025年9月30日

再認証再試験日	2025年	2025年	2025年	2025年
再認証試験受験日	1月16日(木)	4月16日(水)	7月17日(木)	10月16日(木)
2025年1月16日(木)	【再認証受験】	〇(再試験1回目)	〇(再試験2回目)	受験不可(有効期限切れ)
2025年4月16日(水)	_	【再認証受験】	〇(再試験1回目)	受験不可(有効期限切れ)
2025年7月17日(木)	_	_	【再認証受験】	受験不可(有効期限切れ)

### ② 有効期限; 2026年3月31日

再認証再試験日	2025年	2025年	2026年	2026年
再認証試験受験日	7月17日(木)	10月16日(木)	1月15日(木)	4月予定
2025年7月17日(木)	【再認証受験】	〇(再試験1回目)	〇(再試験2回目)	受験不可(有効期限切れ)
2025年10月16日(木)	_	【再認証受験】	〇(再試験1回目)	受験不可(有効期限切れ)
2026年1月15日(木)	_	_	【再認証受験】	受験不可(有効期限切れ)

### ③ 有効期限; 2026年9月30日

再認証再試験日	2026年	2026年	2026年	2026年
再認証試験受験日	1月15日(木)	4月予定	7月予定	10月予定
2026年1月15日(木)	【再認証受験】	〇(再試験1回目)	〇(再試験2回目)	受験不可(有効期限切れ)
2026年4月予定	_	【再認証受験】	〇(再試験1回目)	受験不可(有効期限切れ)
2026年7月予定	_	_	【再認証受験】	受験不可(有効期限切れ)

### (2) 再認証試験及び再認証再試験日程(2025年度)

項目	第1回	第2回	第3回	第4回				
試験日 (実技試験)	2025年 4月16日(水)	2025年 7月17日(木)	2025年 10月16日(木)	2026年 1月15日(木)				
ホームページ掲載日	2月4日(火)	5月16日(金)	8月5日(火)	11月10日(月)				
募集期間	2025年 2月4日~18日	2025年 5月16日~28日	2025年 8月5日~20日	2025年 11月10日~25日				
受験票発送	3月下旬	6月下旬	9月下旬	12月下旬				
試験結果通知発送	5月中旬	8月上旬	11月上旬	2026年2月上旬				

<sup>※</sup>試験日、募集期間は変更になる場合がありますので直近のホームページを参照願います。

# 目 次

1.	申請から登録までの流れ	····1
2.	再認証試験とは	····2
3.	再認証試験対象の非破壊試験方法の種類	····2
4.	試験日及び試験時間	····2
5.	試験方法•内容•試験時間	····2
6.	合格基準	····2
7.	試験会場	3
8.	受験料	3
9.	受験申請に必要な条件	3
10.	申請方法	····4
11.	募集期間	····5
12.	受験票	····5
13.	試験当日に持参するもの	····5
14.	合否通知	····6
15.	再試験	····6
【添	付1】実技試験パート実施要領	····7
【添	付2】視力の証明	10
【添	付3】業務継続の証明	11
【添	付4】非破壊試験に関わる者の遵守規定	12
【添	付5】「再認証試験 受験申請書」記載要領	14
【添	付6】「業務継続証明」記載要領	15
【添	付7】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領	16
【添	付8】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領	17
【添	付9】「資格証明書コピー貼付台紙」貼付要領	18

## 1. 申請から登録までの流れ

同じ科目は、同時にレベル1とレベル2を受験することはできませんのでご了承願います。

## 受験申請募集期間

- ・一度お申込みをされた受験料はご返却できませんのであらかじめ ご了承ください。
- ・募集期間終了後は如何なる理由があっても申請はお受けできませんので時間に余裕を持って申請してください。
- ・受験申請書等の記載要領は14~18頁【添付5~9】を参照してく ださい。

## 受験票発送

- 受験者に受験票を発送します。
- ・受験票の記載内容の確認及び注意事項を必ずお読みください。
- ・試験当日は必ず持参してください。



# 再認証試験 (実技試験パート)

- ・受験票は必ず持参してください。
- ・5頁「13. 試験当日に持参するもの」を必ず事前にお読みください。
- ・試験時間は受験票と併せて送付します。



## 試験結果通知発送

- ・試験結果を通知します。
- ・合格の方は再認証登録手続きを行ってください。
- ・不合格の方は再試験となりますので6頁「15. 再試験」を参照してください。



### 再認証登録受付

・「再認証登録案内」により再認証登録申請を実施してください。 (「再認証登録案内」は HP を参照してください。)



## 資格証明書送付

・審査に合格後、資格証明書を送付しますので、到着後資格証明 書の内容を確認してください。

## 2. 再認証試験とは

資格を取得している者が資格を継続させるために受ける再認証試験のことで、資格発効日から 10 年後の有効期限の方が今回の試験の対象となります。

## 3. 再認証試験の種類

- 極間法磁気探傷試験 レベル1技術者(G-MY1)
- 極間法磁気探傷試験 レベル2技術者(G-MY2)
- 溶剤除去性浸透探傷試験 レベル1技術者(G-PD1)
- 溶剤除去性浸透探傷試験 レベル2技術者(G-PD2)
- 超音波厚さ測定 レベル1技術者(G-UM1)

## 4. 試験日及び試験時間

● 試験日 : 表紙に試験日を記載しています。

● 試験時間 : 各受験者の試験時間につきましては、受験票送付時にご連絡いたします。

※試験開始後の入室は試験時間が短いことからできませんので時間には余裕をもって会場に来てください。

## 5. 試験方法(資格) 内容 試験時間

試験は実技試験パートです。非破壊試験方法、内容、試験時間は下表のとおりです。

各試験方法の実施は7頁【添付1】「実技試験パート実施案内」を参照してください。

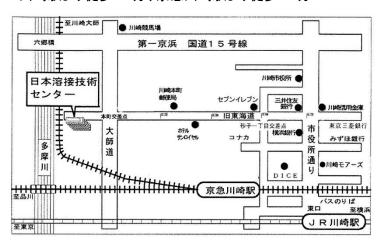
非破壊試験方法 (資格種別)	試験内容	試験体数	試験時	情間(分)
G-MY1	a)使用するMY機器材システムの確認及び準備 b)指定された1体の試験体の探傷 c)非破壊試験指示書に基づく探傷結果の記録及び報告	1 体		30
G-MY2	a)使用するMY機器材システムの確認及び準備 b)指定された1体の試験体の探傷 c)非破壊試験指示書に基づく探傷結果の記録、合否判定及び報告	1 体	40	70
	d)レベル 1 技術者への非破壊試験指示書の作成	_	30	
G-PD1	a)使用するPD機器材システム(探傷感度、探傷剤の管理を含む)の確認及び準備 b)指定された1体の試験体の探傷 c)非破壊試験指示書に基づく探傷結果の記録及び報告	1 体		30
G-PD2	a)使用するPD機器材システム(探傷感度、探傷剤の管理を含む)の確認及び準備 b)指定された1体の試験体の探傷 c)非破壊試験指示書に基づく探傷結果の記録、合否判定及び報告	1 体	30	60
	d)レベル 1 技術者への非破壊試験指示書の作成	_	30	
G-UM1	a)使用するUM機器材システム(測定機器の調整・管理を含む)の確認及び準備 b)指定された3体の試験体の測定 c)非破壊試験指示書に基づく測定結果の記録及び報告	3 体		30

## 6. 合格基準

試験の内容	合格基準
実技試験パート	70%以上

## 7. 試験会場

一般財団法人日本溶接技術センター 神奈川県川崎市川崎区本町2-11-19 《最寄り駅》 JR川崎駅より徒歩15分、京急川崎駅より徒歩10分



## 8. 受験料

受験料(消	肖費税抜き)
1資格	¥13,000
2資格	¥26,000
3資格	¥39,000

#### (例)

- ①「極間法磁気探傷試験(MY)」の1資格のみ受験の場合 受験料;¥13,000
- ②「極間法磁気探傷試験(MY)」及び「溶剤除去性浸透探傷 試験(PD)」の2資格を受験する場合 受験料:¥26,000(=¥13,000×2資格)
- (注)「資格」とは「極間法磁気探傷」、「溶剤除去性浸透探傷」、「超音波厚さ測定」を指します。
  - ※別途消費税 10%となりますがお申し込み内容確定後のお支払い情報に明記されます。
  - ※申し込みは1名ごとに「システム手数料」220 円(システム手数料 200 円+消費税(10%)20 円)が発生いたします。
  - ※入金確認後にお送りする「メール」にて、インボイス(登録番号:T5010405010547)に対応した「領収書」をご連絡いたします。「メール」に記載のURLより確認ください。
  - ※受験料はご返却できませんのであらかじめご了承ください。

## 9. 受験申請に必要な条件

次の条件を満足しないと受験できませんので注意してください。

(1)今回の受験が資格有効期限前に実施される3回の再認証試験のうちの1回であること。

#### (2)視力の証明

視力に関する要求事項を満足することの雇用責任者が証明します。

- ※雇用責任者の遵守誓約書にて視力の証明をして頂きます。
  - (注)証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理者)となります。
- ① 近方視力証明(過去1年以内の証明)

Times (New) Roman N4.5 の文字[Jaeger number 1 でも可]、又はそれに相当する文字を 30cm 以上離れて、単眼(片目)又は両眼で判読できる必要があります。(矯正可)なお、詳細については10頁【添付2】「視力の証明」に記載致します。

#### ② 色覚証明 (過去1年以内の証明)

色覚は業務上支障のないことを雇用責任者が証明してください。

色覚検査を実施する場合は例として石原式色覚検査表があります。なお、詳細については10頁【添付2】 「視力の証明」に記載致します。

#### (3)業務継続の証明

証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理者)となります。

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において<u>大幅な中断(注)</u>がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。なお、詳細については11頁【添付3】「業務継続の証明」に記載しています。

(注)大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して1年間中断または2回以上の中断の期間の総計が2年間を超える場合です。

#### (4)申請者・資格証明書保持者の遵守誓約

受験者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」 (12頁【添付4】を守ることが求められますので、その内容に同意したことを証明する遵守誓約書を提出することになります。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験資格停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

#### (5)雇用責任者の遵守誓約

雇用責任者(認証申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者により業務を委任されている代理者)は、JLPA 認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」(12頁【添付4】を守ることが求められますので、その内容を同意したことを証明する遵守誓約書を提出することになります。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験者の受験資格 停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

## 10. 申請方法

募集期間内に、以下の(1)を郵送、及び(2)受験料の支払いをしてください。

(1)申請書類(次の書類はホームページからダウンロードし、作成してください)

各書類の記載は【添付5~9】の記載要領に従って記入してください。

#### ①再認証試験受験申請書

(作成方法は14頁【添付5】「再認証試験受験申請書」記載要領を参照してください。)

### ②業務継続証明書

(作成方法は15頁【添付6】「業務継続の証明」記載要領を参照してください。)

#### ③申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書

(作成方法は16頁【添付7】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。)

#### ④雇用責任者の遵守誓約書

(作成方法は17頁【添付8】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。)

## ⑤現在所有資格証明書のコピー貼付用台紙

(作成方法は18頁【添付9】「資格証明書コピー貼付用台紙」記載要領を参照してください。)

#### 書類送付先

(一社)日本エルピーガスプラント協会 管理部 「受験申請係」 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F TEL 03-5777-6167

(2) 受験料のお支払いについて

# ヤフー、グーグル等で JLPA を検索してください。



★JLPA ホームページ「最新情報」より、お申込が出来ます。

(株)ペイメントフォーが運営する決済システムを使用しています。

お手持ちのスマートフォン端末から 上記のQRコードを読み取ってください。

## 11. 募集期間

募集期間は表紙に記載しています。

## 12. 受験票

受験票の発送予定日は表紙裏頁に概略日程を記載していますので該当日を参照してください。

## 13. 試験当日に持参するもの

- ① 受験票(忘れた場合は、受験が出来ない場合があります)
- ② 非破壊試験方法ごとに準備する物は次のとおりです。

非破壊	試験当日持参するもの							
試験方法 (資格種別)	鉛筆	色鉛筆 (赤·青)	消しゴム	30cm 定規	コンヘ <sup>*</sup> ックス (1m 程度巻尺)	作業着		
G-MY1								
G-MY2								
G-PD1								
G-PD2								
G-UM1	•	×	•	× (注)定規は会場 に準備してある	×	•		

(注)共通事項;①安全靴(スニーカータイプ可)は必要に応じて準備する。 ②サンダルは不可。

## 14. 合否通知

郵送にて合否の結果を送付いたします。発送予定日は表紙裏頁の概略日程の該当日を参照してください。 ※試験結果に関するお問合せにはお答えできません。

- 再認証試験に合格された方は「再認証登録」を行ってください。再認証登録の案内は HP に掲載しますので参照願います。
- 再認証登録は有効期限が過ぎると資格が失効となり、新規試験からの受験となりますので注意してください。

## 15. 再試験

- 再認証試験に不合格になった場合は、有効期限内の約6ケ月の間に2回の再認証再試験を受験できます。 (再試験の日程は表紙裏頁を参照してください)
- 再認証再試験の案内は HP を参照してください。

以上

## ※個人情報の取り扱いについて

(一社) 日本エルピーガスプラント協会 (JLPA) は、申請申込みの際にお届けいただきました個人情報は適切に管理させて頂きます。この情報は、本申請の受付のために使用させていただきます。他の目的に使用することはありません。



# - Atmla M 日本エルピーガスプラント協会

非破壞試験技術者認証委員会 管理部

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3 F

TEL 03-5777-6167 FAX 03-5777-6168

受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く) 9:00~12:00、13:00~16:00

http://www.jlpa.or.jp/ndt/index.html

## 【添付1】実技試験パート実施案内

1. 極間法磁気探傷試験レベル1(G-MY1)及びレベル2(G-MY2)

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会 非破壊試験技術者認証委員会

## 実技試験パート実施案内

#### 極間法磁気探傷試験レベル1 (G-MY1) 及びレベル2 (G-MY2)

- 1. 試験項目 (レベル1及びレベル2共通)
  - (1) NDT 機器の知識
  - (2) NDT 方法の適用
  - (3) 与えられた NDT 指示書 (レベル 1) 又は NDT 手順書 (レベル 2) に従って指定された溶接試験体溶接部の磁気探傷試験を行い、探傷結果の記録を作成する。
  - (4) レベル2においては、与えられた磁気探傷試験手順書を基にした指示書作成の試験を課す。
- 2. 溶接試験体

材質: SS400 又は SPV490

寸法: レベル1用 300mm×400mm×板厚6mm (平板突合せ溶接) 寸法: レベル2用 300mm×400mm×板厚6mm (湾曲板 T字形溶接)

3. 試験時間

レベル1:上記試験項目1(1)、(2)、(3)全て含めて30分

レベル 2: 上記試験項目 1 (1)、(2)、(3) 全て含めて **40分**及び上記試験項目 1 (4) 指示書作成について **30分** 

- 注意事項(レベル1及びレベル2共通)
- (1) 図面作成及び寸法測定における著しい誤りは減点の対象となる。
- (2) 検出したきずの磁粉模様は赤鉛筆で忠実に描き、その訂正は青鉛筆で上書きすること。
- (3) 図面中の寸法線及び寸法補助線は、定規を用いて描くこと。
- (4) 試験時間内に後処理、機器の整理・整頓まで済ませること。
- (5) 作業着は各自用意すること。安全靴 (スニーカータイプ可) は必要に応じ用意すること。
- (6) 実技試験の概要は試験会場控え室に掲示する。 指定された集合時間より30分以上早めに来場し、試験内容の十分な把握に努めること。
- 5. 受験者が準備するもの(レベル1及びレベル2共通) 鉛筆、色鉛筆(赤、青)、消しゴム、30cm 定規、コンベックス(1m程度の巻尺) 作業着は各自用意すること。安全靴(スニーカータイプ可)は必要に応じ用意すること。

## 2. 溶剤除去性浸透探傷試験レベル1(G-PD1)及びレベル2(G-PD2)

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会 非破壊試験技術者認証委員会

## 実技試験パート実施案内

#### 溶剤除去性浸透探傷試験レベル1 (G-PD1) 及びレベル2 (G-PD2)

- 1. 試験項目 (レベル1及びレベル2共通)
- (1) NDT 機器の知識
- (2) NDT 方法の適用
- (3) 与えられた NDT 指示書 (レベル 1) 又は NDT 手順書 (レベル 2) に従って指定された溶接試験体溶接部の浸透探傷試験を行い、探傷結果の記録を作成する。
- (4) レベル2においては、与えられた浸透探傷試験手順書を基にした指示書作成の試験を課す。
- 2. 溶接試験体

材質:オーステナイト系ステンレス鋼

寸法: レベル1用 300mm×400mm×板厚6mm (平板突合せ溶接)

寸法: レベル2用 200mm×300mm×100mm×板厚6mm (L 形継手溶接)

3. 試験時間

レベル1:上記試験項目1(1)、(2)、(3)全て含めて30分

レベル 2: 上記試験項目 1 (1)、(2)、(3) 全て含めて **30分**及び上記試験項目 1 (4) 指示書作成について **30分** 

- |4. 注意事項(レベル1及びレベル2共通)
  - (1) 技量の評価は、主として提出された探傷条件及び探傷結果の記録により行う。ただし、試験実施中の技術も採点の対象となる。
  - (2) 受験番号、氏名、試験体番号等のいずれかが未記入の探傷結果の記録は、不合格となる。
  - (3) 探傷結果の記録におけるきずの未検出又は疑似模様の記載は減点の対象となる。
  - (4) 図面作成及び寸法測定における著しい誤りは減点の対象となる。
  - (5) 探傷結果の記録における浸透指示模様のみ、赤鉛筆を用いて記録すること。一度赤鉛筆で記録した浸透指示模様の訂正は、その上から青鉛筆でなぞって行い、正しい浸透指示模様を再度赤鉛筆で記録すること。
  - (6) 試験時間内に後処理まで済ませること。
  - (7) 作業着は各自用意すること。安全靴 (スニーカータイプ可) は必要に応じ用意すること。
  - (8) 実技試験の概要は試験場控え室に掲示するので、指定された集合時間より早めに来場し、試験内容の十分な把握に努めること。
- 5. 受験者が準備するもの(レベル1及びレベル2共通)

鉛筆、色鉛筆 (赤、青)、消しゴム、30cm 定規、コンベックス (1m程度の巻尺) 作業着は各自用意すること。安全靴 (スニーカータイプ可) は必要に応じ用意すること。

## 3. 超音波厚さ測定 レベル1(G-UM1)

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会

非破壞試験技術者認証委員会

## 実技試験パート実施案内

## 超音波厚さ測定レベル1(G-UM1)

#### 1. 試験項目

- (1) NDT 機器の知識
- (2) NDT 方法の適用
- (3) 与えられた NDT 指示書に従って指定された試験体の厚さ測定を行い、測定結果の記録を作成する。

#### 2. 試験体と測定内容

(1) 板材

大きさ約 150mm×150mm の板材の厚さを測定して、健全部と異常部の状況を記録する。板材の裏面には、人工的な異常部として、厚さの薄い部分がある。この異常部と周囲の健全部の厚さを測定する。次に、十字マーク付近の位置に左右方向と上下方向の測定線を想定して、それぞれの方向の異常部の境界を求めて図示する。

(2) 直管

直径約 25mm の直管材の肉厚測定を行う。測定は十字マークの位置で行い、音響隔離面の向きが管軸と直交・平行の二つの場合の厚さをそれぞれ測定する。

(3) 曲管

直径約 60mm の曲管(エルボ)の減肉部の厚さを測定する。減肉は曲管外側の内面に存在する。肉厚が最小になる位置、その位置での肉厚及び減肉部の長さを求める。測定は曲管外側の中央に描かれたけがき線に沿って行う。

#### 3. 試験時間

上記試験項目 1(1)、(2)、(3) 全て含めて 30 分 ただし、試験体ごとに以下のように時間を分けて行う。

板材の厚さ測定 14分

直管の厚さ測定 4分

曲管の厚さ測定 12分

また、試験を開始する前に厚さ計の取り扱い練習時間を2分取る。

#### 4. 注意事項

- (1) 技量の評価は、主として提出された測定結果の記録により行うが、試験実施中の基本的な測定技術も採点の対象となる。
- (2) 厚さ測定の試験時間は試験体ごとに分かれているので、測定だけではなく測定結果の 記録の作成もその時間内に行うこと。
- (3) 作業着は各自用意すること。安全靴(スニーカータイプ可)は必要に応じ用意すること。
- (4) 実技試験の概要は試験会場控え室に掲示する。 指定された集合時間より 30 分以上早めに来場し、試験内容の十分な把握に努めること。
- 5. 受験者が準備するもの

鉛筆、消しゴム (定規は会場に準備してある)

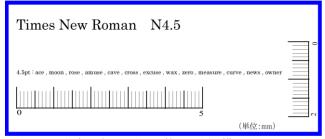
作業着は各自用意すること。安全靴 (スニーカータイプ可) は必要に応じ用意すること。

## 【添付2】視力の証明

#### 1. 近方視力証明 (1年に1回実施)

下記の文字(Times New Roman N4.5)[Jaeger number 1 でも可]について 30 cm以上離れて単眼又は両眼(視力矯正可)で判読できることを雇用責任者が証明してください。

近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年1回実施する。



(注1)上記を使用する場合は、枠内の縦と横のスケールの寸法(単位:mm)が原寸であることを確認して下さい。 (注2)パソコンからプリンタ出力する場合は、True Type フォントの指定が必要です。

#### 2. 色覚証明

1度色覚検査を実施し、その後は1年に1回雇用責任者が業務への 支障の判断をする。業務へ支障があると判断された場合は色覚検査を 実施する。たとき実施)

#### <色覚要求事項>

色覚は、申請する 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。申請する非破壊試験方法において業務上支障がないことを雇用責任者が証明して下さい。

(例)磁粉指示模様または浸透指示模様の色相コントラストの識別が可能であること。

<参考>色覚検査表等を使用される場合の例としては、 石原式色覚検査表があります。

## 3. 記録の保管

雇用責任者は近方視力、色覚について1年に1回以上確認し、下記の記録を保管します。提出の必要はありませんが、JLPA 非破壊試験技術者認証委員会から提示を求められた場合は提出してください。

# BARE T



(石原式色覚検査表)

石原色党検查表



視力検査証明書

#### 氏 名 項 目 判 定 検査実施日 〈近方視力証明〉 ※1年に1回検査 判読可能 年 月 Н 矯正の有無に関係なく、Times New Roman N4.5 または Jaeger number 判読不可能 1について30cm以上離れて単眼又は両眼で読めること。 <色覚証明> 識別可能 ① 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡) 間のコントラストを見分けて識別できること。 ※初回時検査 識別不可能 年 月 日 業務支障有 ② 業務に支障がないこと。 ※2回目以降確認 業務支障無

上記、視力の証明に係る内容に相違ないことを証明します。							
雇用責任者署名 印 証明日 年 月 日							

## 【添付3】業務継続の証明

#### 1. 業務継続とは

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において<u>過去5年間で大幅な中断(注)</u>がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。

(注) 大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して 1 年間中断または2回以上の中断の期間の総計が2年間を超える場合です。

#### 又、非破壊検査の方法の業務とは

- ①所属部署の業務内容から非破壊検査の業務がなくなった
- ②異動により非破壊検査業務のない部署に移った
- ③転職により非破壊検査業務のない職について
- ④退職により非破壊検査業務から離れた

を指します。ただし、①②において非破壊検査業務のない部署等に所属したとしても、勤務先として非破壊検査業務があり、定期又は不定期に非破壊検査業務に従事している場合は中断とは見なしません。従って、中断として該当するのは③④の場合と、現状の勤務先が非破壊検査業務から撤退した場合が考えられます

#### 2. 業務継続の証明

業務継続の証明は下表に過去5年間の勤務先、業種、所属部署(事業所)を記載し、非破壊検査業務に大幅な中断がないことを雇用責任者が証明します。

※「大幅な中断があり」の場合は申請資格要件から外れますので申請そのものができません。

<過去5年間の勤務期間及び勤務先>

勤務期間		勤務先	業種①	非 破 壊 試 験		主な	所有資格⑤		5			
重月	伤分别	[B]	到	伤	元	未性し	対象②	対象材料③	業務④	MY	PD	UM
	年	月										
~	年	月										
	年	月										
~	年	月										
	年	月										
~現在	に至る											

表中の①~④は各該当するA、B等を記載する。

#### ①業種

A. プラント検査 B. ローリ検査 C. 機器メーカー D. プラント・エンジニア

E. ガス販売事業者 F. 容器検査所 G. その他

#### ②非破壊試験対象物

A. タンク B. ローリ C. 容器 D. 機器 E. 配管 F. バルブ G. その他

#### ③非破壊試験対象材料

A. 鋼 B. ステンレス鋼 C. 銅 D. アルミニウム F. その他

#### ④主な業務内容

A. 完成検査 B. 保安検査 C. 開放検査 D. 容器検査 E. 容器再検査 F. 機器製作時

G. その他

⑤所有資格:所有資格に〇を記載する。

## 【添付4】非破壊試験に関わる者の遵守規定

## 非破壊試験に関わる者の遵守規定

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会非破壊試験技術者認証委員会(以下、JLPA 認証委員会)が実施する認証制度(JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」)における非破壊試験に関わる者が遵守すべき規範を以下のとおりに定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JLPA 認証委員会が実施する認証制度に関わる雇用責任者、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

#### 1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

#### 2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本遵守規定に従わなければならない。

#### 3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

#### 4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

#### 5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者として社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2)情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

#### 6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

#### 7. 資格の維持管理

資格証明書保持者は、資格の維持管理について、更新、再認証等の定められた手続きを行わなければならない。

#### 8. 雇用責任者

上記1. から6. の他遵守する内容

- (1) 雇用責任者は、申請者の書類の個人情報が正しいことを証明しなければならない。
- (2) 雇用責任者は、非破壊試験の結果の正当性を含めて非破壊試験作業許可に関するす全ての事柄に全面的な責任を持たなければならない。
- (3) 雇用責任者は、申請者が視力の要求事項に毎年適合していることを証明しなければならない。

- (4) 自らが雇用責任者となっている資格証明書保持者は、雇用責任者に帰する全ての責任を持たなければならない。
- (5) 雇用責任者及びその職員は、資格試験に直接関与しない。
- (6) 雇用責任者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを証明しなければならない。

#### 9. 申請者・資格証明書保持者

上記1. から7. の他遵守する内容

- (1) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が定めた申請のための書類を提出しなければならない。
- (2) 資格証明書保持者は、毎年近方視力の検査を行い、その検査結果を雇用主に提出しなければならない。
- (3) 資格証明書保持者は、認証の有効性に関する条件が満たされなくなったときは、JLPA 認証委員会及び雇用責任者に通知し、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。また、JLPA 認証委員が認証の一時停止及び取消を命じた場合は、直ちに資格証明書保持者としての業務を停止し、また、資格証明書保持者であることを表明せず、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。
- (4) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを証明しなければならない。

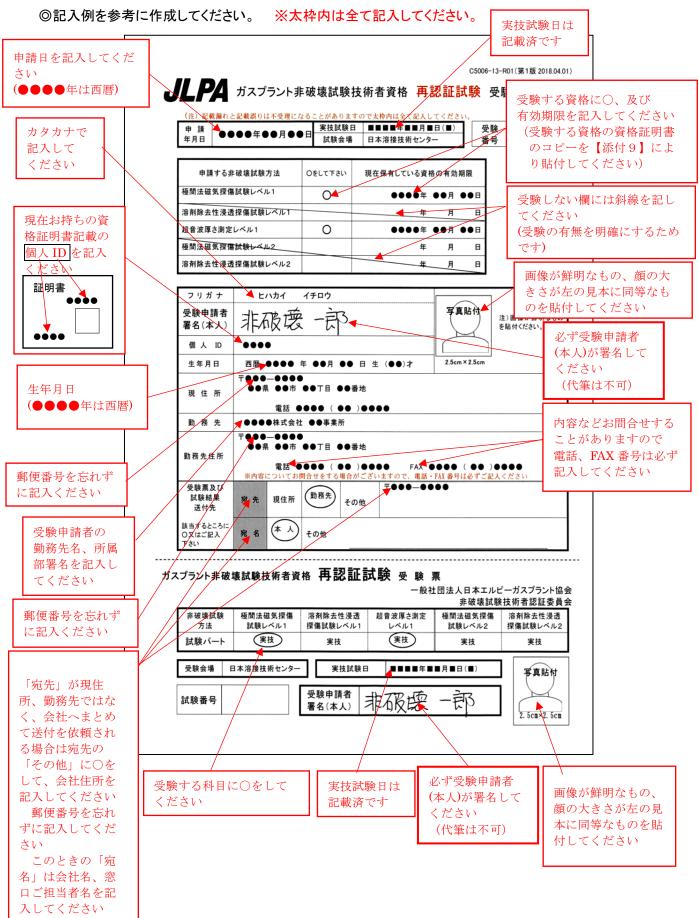
#### 10. 遵守規定違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規定に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著しく体面を汚したと考えられる場合、JLPA認証委員会は適切な処置を行う。

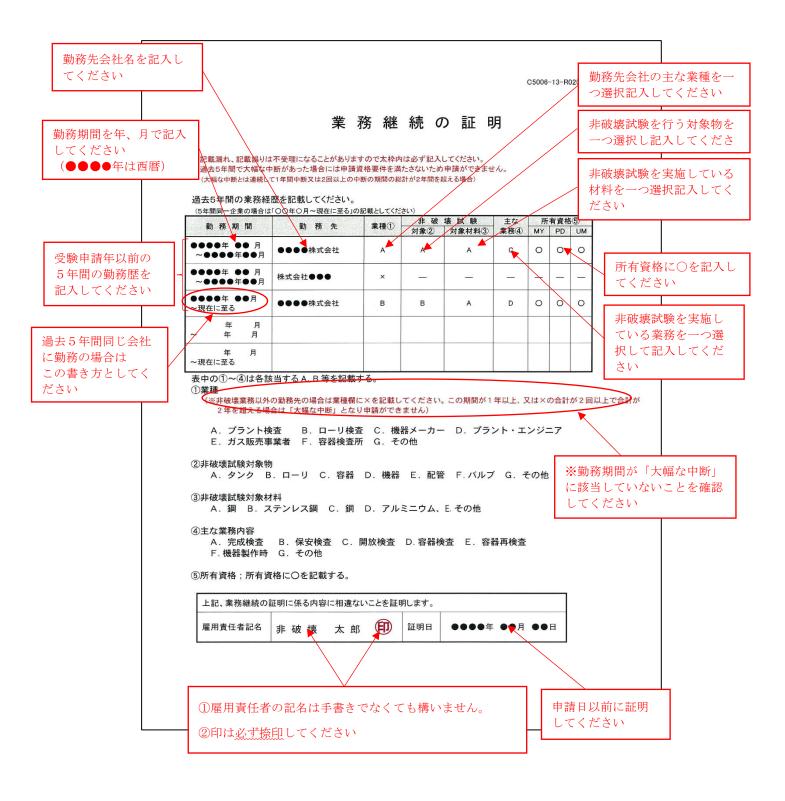
#### 11. 規定の変更

この規定は、JLPA 認証委員会の決議により変更することができる。

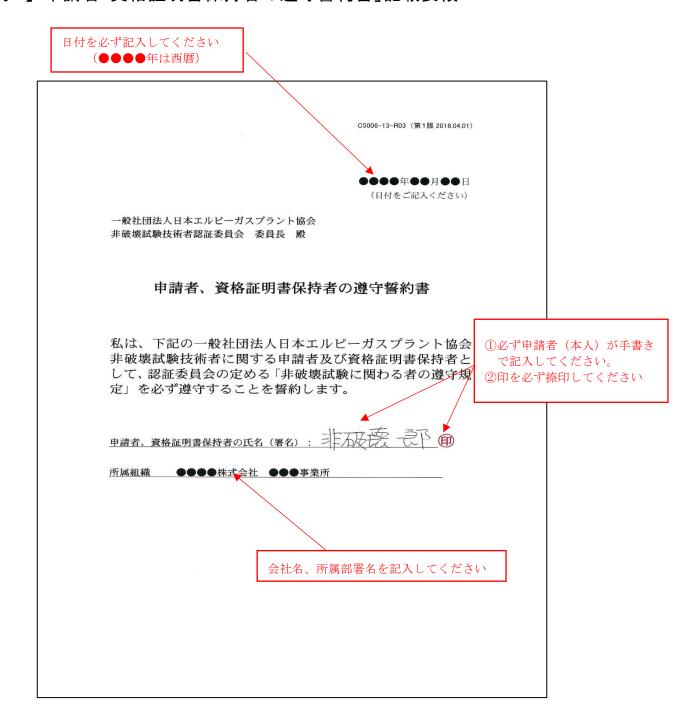
## 【添付5】「再認証試験 受験申請書」記載要



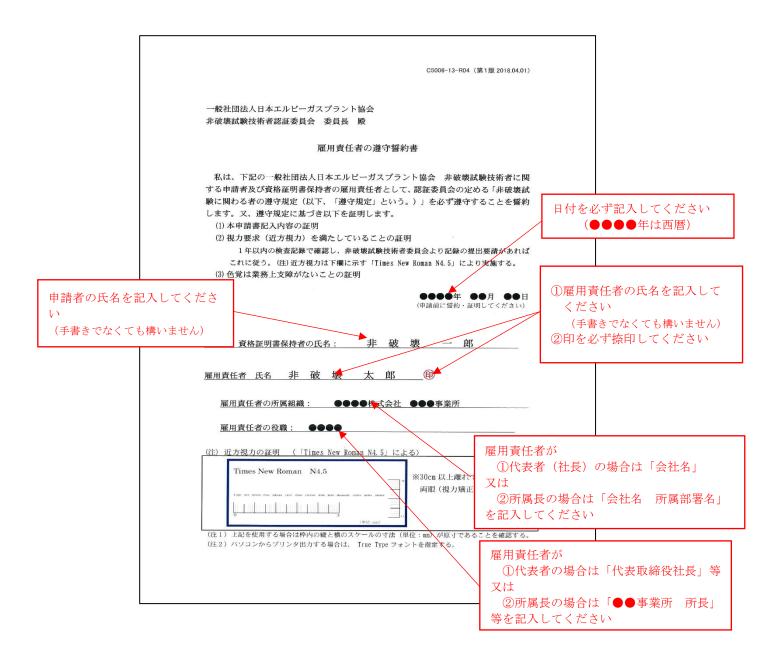
## 【添付6】「業務継続証明」記載要領



## 【添付7】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領



## 【添付8】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領



## 【添付9】「資格証明書コピー貼付台紙」記載要領

